

危険物の取扱作業の保安に関する講習事務

(総務省消防庁予防課危険物保安室)

1. 事務・事業の概要

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 の規定により、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、総務省令で定めるところにより、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないとされている。当該講習は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行なう。

2. 指定、登録等の基準

○危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）

（危険物の取扱作業の保安に関する講習に係る指定講習機関）

第 58 条の 15

3 総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第 13 条の 23 の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて当該講習が不公正になるおそれがないこと。

四 全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。

4 総務大臣は、第 1 項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第 13 条の 23 の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない法人であること。

三 第 20 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない法人であること。

四 第 20 項の規定による指定の取消しの日前 30 日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から 2 年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人であること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 全国危険物安全協会	5010405000366	令和 6 年 9 月	東京都港区虎ノ門 2 丁目 9 番 16 号 03-5962-8921	危険物の規制に関する規則 第 58 条の 15 第 3 項各号に 定める要件を満たしている ため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
5300 円	危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 40 条第 2 項

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 7 年 9 月 1 日現在）
改正の必要なし